

令和 8 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	22	府 省 庁 名	厚生労働省								
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 <u>不動産取得税</u> 固定資産税 事業所税 その他（ ）										
要望 項目名	中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の延長										
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 認定を受けた経営力向上計画に基づいて事業譲渡を行った際に発生する不動産取得税を以下のとおり軽減する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>計画認定時の税率 (事業譲渡の場合)</th> <th>計画認定時の特例 (事業譲渡の場合)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地住宅</td> <td>3.0%</td> <td rowspan="2">取得した不動産の価格 の 1/6 に相当する額を 控除</td> </tr> <tr> <td>住宅以外の家屋</td> <td>4.0%</td> </tr> </tbody> </table> ・ 特例措置の内容 適用期限を 2 年延長する。(令和 10 年 3 月 31 日まで)				計画認定時の税率 (事業譲渡の場合)	計画認定時の特例 (事業譲渡の場合)	土地住宅	3.0%	取得した不動産の価格 の 1/6 に相当する額を 控除	住宅以外の家屋	4.0%
	計画認定時の税率 (事業譲渡の場合)	計画認定時の特例 (事業譲渡の場合)									
土地住宅	3.0%	取得した不動産の価格 の 1/6 に相当する額を 控除									
住宅以外の家屋	4.0%										
関係条文	地方税法附則第 11 条第 13 項、地方税法施行令附則第 7 条第 23 項										
減収 見込額	[初年度] - (▲ 9 0 . 6) [平年度] - (▲ 9 0 . 6) [改正増減収額] ▲ 1 0 0 （単位：百万円）										
要望理由	(1) 政策目的 優れた技術等の経営資源を有する中小企業・小規模事業者が事業継続できるよう、第三者への事業承継をより一層円滑に行える環境を整備し、地域経済の活性化や雇用の維持を図る。 (2) 施策の必要性 平成 29 年には、経営者年齢のピークは 60 代後半であったが、5 年後の令和 4 年には、この年齢層（70 代前半）の経営者が 3 割程度減少した。 他方で、70 代以上の経営者割合は依然として大きく、物価高騰等の急激な経営環境の変化により、事業承継の具体的な検討が遅れている影響が考えられる。 加えて、今後事業承継を本格的に検討していく 60 代経営者も多く存在している。 このような状況において、平成 30 年に法人向けの事業承継税制が抜本的に拡充され、平成 31 年に個人事業者向けの事業承継税制が創設されたところ、事業承継をより一層後押しすべく、第三者への事業承継を促す施策を講じる必要がある。また、グループ化の取組によって、親会社の強みの横展開、シナジー効果の発揮、経営の効率化といった企業の更なる成長が見込まれるため、こうしたグループ化の取組も後押ししていくことが重要。 事業承継にあたり、親族以外に事業承継（事業譲渡や M&A など）し、経営資源の統合や知見をもった経営者等に事業を引き継ぐことで、サプライチェーンや地域経済の活力維持、発展につながっているケースも見られる。 本税制措置は平成 30 年度税制改正により創設されたものであるが、上記のような第三者への事業承継やグループ化の取組をより一層後押しするため、本税制措置の延長が必要。										

本要望に 対応する 縮減案	—
---------------------	---

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標 4 生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること 施策目標 4－1 生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること
		政策の達成目標	本税制措置は、中小企業・小規模事業者について第三者への円滑な事業承継を促進することで、優良な経営資源を有する中小企業の事業の継続を図り、もって地域経済の活力維持を実現する。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和 10 年 3 月 31 日まで
		同上の期間中の達成目標	上記「政策の達成目標」に同じ
	政策目標の達成状況		帝国データバンクの調査（全国企業「休廃業・解散」動向調査（2024））によると 2024 年度の黒字廃業割合は 51.1%となっており、休廃業数全体の半数以上を占める。黒字廃業割合の高さは事業承継が進んでいないことを示しており、このような状況は地域経済活性化や雇用の維持につながっていないといえる。優れた技術等の経営資源を有する中小企業・小規模事業者の事業継続を支援し、地域経済の活性化や雇用の維持を図るためにも、本税制措置により事業承継、グループ化の取組をより一層後押しすることが必要不可欠。
	有効性	要望の措置の適用見込み	【適用件数】 令和 8 年度：64 件 令和 9 年度：64 件 ※令和 3 年度～令和 6 年度経営力向上計画認定実績等より推計 【減収額】 令和 8 年度：90.6 百万円 令和 9 年度：90.6 百万円 ※令和 3 年度～令和 6 年度経営力向上計画認定実績等より推計
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	中小企業・小規模事業者の第三者への事業承継に向けた取組を行う者に対して、その課税負担を軽減することにより事業承継へ踏み出す後押しとなるため、本税制措置は有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	中小企業事業再編投資損失準備金、認定特別事業再編計画に基づく登録免許税の軽減措置
		予算上の措置等の要求内容及び金額	・事業承継・引継ぎ補助金（令和 6 年度補正予算 中小企業生産性革命推進事業 3,400 億円の内数） ・事業承継総合支援事業（令和 6 年度補正予算 中小企業活性化・事業承継総合支援事業 61 億円の内数、令和 7 年度当初予算 144 億円の内数）

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	事業承継円滑化のための総合的支援策として、上記の予算措置等を講じている。このような総合的な支援を行うことにより、親族内承継・親族外承継、個人事業形態・会社形態、相続税負担の有無等にかかわらず、事業承継全般の支援が可能となる。本特例は移転する不動産の不動産取得税の軽減措置であり、重複した措置とはなっていない。
		要望の措置の妥当性	中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継の実現という政策目標を達成するには、全ての中小企業・小規模事業者が対象になりうる税制における措置を講ずることが適当。また、企業の更なる成長に向けて、親会社の強みの横展開、シナジー効果の発揮、経営の効率化といった効果が見込まれるグループ化の取組を後押ししていくことが重要。事業承継、グループ化の取組を行う必要性が強まっている中で、事業承継時の不動産移転に伴う事業者の負担を軽減することにより円滑な事業承継を可能とするための措置であり、円滑な事業承継の促進という目的に照らし妥当な措置である。
これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績		【適用件数】 令和6年度：1件 ※令和6年度経営力向上計画認定実績 【減収額】 令和6年度：2.5百万円 ※令和3年度～令和6年度経営力向上計画認定実績より推計
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績		【令和3年度】適用総額（課税標準（不動産の価格））：132,238千円 【令和4年度】適用総額（課税標準（不動産の価格））：233,832千円 【令和5年度】適用総額（課税標準（不動産の価格））：0千円
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）		中小企業・小規模事業者の第三者への事業承継に向けた取組を行う者に対して、その課税負担を軽減することにより事業承継へ踏み出す後押しとなるため、本税制措置は有効である。
	前回要望時の達成目標		本税制措置は、中小企業・小規模事業者の事業再編等の活性化と、それを通じた円滑な事業承継を促進し、優良な経営資源を有する中小企業の事業の継続を図り、地域経済の活力維持を実現する。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由		休廃業・解散件数の推移をみると、経営者の高齢化や後継者不足を背景に休廃業・解散件数は年々増加傾向にあること等から目標達成に至っていない。
これまでの要望経緯			平成30年度 創設 令和2年度 2年延長 令和4年度 2年延長 令和6年度 2年延長 令和7年度 拡充